

# 介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員等特定処遇改善加算とは、従来の介護職員処遇改善加算に加え、キャリア（経験・技能）のある介護職員に対し、更なる処遇改善を行うというものです。

当加算を算定するためには下記の要件を満たす必要があります。

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ一つ以上取り組んでいること。
- ・ 上記の取り組みについてホームページ等で掲載して「見える化」していること。

○「見える化」要件に基づき、特定処遇改善加算の取得状況を報告するとともに賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組みについて、下記のとおり掲示します。

	職場環境要件	当法人としての取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	自己啓発による資格取得を支援するため資格手当を支給している。 より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員に対するマネジメント研修の受講を支援する。
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	年間休日数を平均 129 日とし、完全な週休 2 日制を採用している。有給休暇取得推進を積極的に実施している。
	ICT 活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化	パソコン上で動作する介護ソフトの活用による情報共有、記録の電子化による業務負担軽減を行っている。
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	臥床浴、リフト浴を導入し、入浴介助時の動作負担軽減を図っている。全ての居室には電動ベッドを配し、介護職員の腰痛対策を行っている。
その他	非正規職員から正規職員への転換	嘱託職員制度を廃止（平成 28 年度より）し、フルタイム勤務の有期雇用契約職員を全て正職員へ転換した。